

## 第1回古平町議会定例会 第2号

令和3年3月17日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 議案第 1号 令和3年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 2号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4号 令和3年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 5号 令和3年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第 6号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算  
(予算審査特別委員長報告)
- 7 令和2年 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書について  
陳情第 4号 (総務文教常任委員長報告)
- 8 令和2年 「公立学校教員に1年単位の变形労働時間制を適用しないこと」を求め  
陳情第 6号 る陳情  
(総務文教常任委員長報告)
- 9 令和2年 2021年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める意見  
意見案第6号 書  
(総務文教常任委員長報告)
- 10 一般質問
- 11 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
(総務文教常任委員会)
- 12 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
(産業建設常任委員会)
- 13 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(広報編集常任委員会)
- 14 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(議会運営委員会)
- 15 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(庁舎等建設調査特別委員会)
- 16 議員の派遣について

### ○追加議事日程

- 1 議案第14号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第8号）
- 2 議案第15号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第1号）

### 3 意見案第1号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書

#### ○出席議員（9名）

議長	10番	堀	清	君	1番	木	村	輔	宏	君		
	2番	逢	見	輝	続	君	3番	真	貝	政	昭	君
	4番	寶	福	勝	哉	君	5番	梅	野	史	朗	君
	7番	岩	間	修	身	君	8番	山	口	明	生	君
	9番	工	藤	澄	男	君						

#### ○欠席議員（1名）

6番 高野俊和君

#### ○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君				
副町	長	佐	藤	昌	紀	君				
教	育	長	石	川	忠	博	君			
総	務	課	長	松	尾	貴	光	君		
総	務	課	主	幹	佐	藤		亘	君	
町	民	課	長	五	十	嵐	満	美	君	
保	健	福	祉	課	長	和	泉	康	子	君
産	業	課	長	細	川	正	善	君		
建	設	水	道	課	長	高	野	龍	治	君
会	計	管	理	者	白	岩		豊	君	
教	育	次	長	本	間	克	昭	君		
総	務	係	主	査	人	見	完	至	君	
財	政	係	主	査	湯	浅		学	君	

#### ○出席事務局職員

事	務	局	長	三	浦	史	洋	君
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開議 午前 9時55分

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、本日会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。6番、高野議員につきましては、所用により欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第1号ないし日程第6 議案第6号

○議長（堀 清君） 日程第1、議案第1号 令和3年度古平町一般会計予算から日程第6、議案第6号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算まで一括議題とします。

お手元に配付のとおり、予算審査特別委員長から本件に対する委員会審査報告書が出されております。

お諮りします。本件は、議員全員による予算審査特別委員会で行ったので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論は、各会計予算ごとに行います。

日程第1、議案第1号 令和3年度古平町一般会計予算から進めます。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に対する反対の討論を許します。反対討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 新年度予算編成に当たり、職員の皆様大変ご苦労さまでした。心配していたとおり、役場と町民との間が随分と遠くなったとの声を多く聞くようになりました。町民への窓口に立っている職員の皆様にはどうか血の通った行政の信念の下、仕事に当たられますことを切にお願いいたします。

貞村町長と議会でお会いするのは今日が最後となりました。4年間大変ご苦労さまでした。私にとって町民本位の町政とは随分とかけ離れた異様な経験をした4年間でした。複合庁舎の工事が今年いよいよ工事完了になります。貞村町長は自画自賛していますが、工事額が債務負担行為を議決した25億円をはるかに超えた額に膨れ上がっていて議会無視の暴挙です。その巨額の税金のほとんどが地域に還流されず、何の役にも立ちませんでした。その借金返済計画の資料も議会に出されず

じまいで大変無責任でした。議会に内緒で町民の意見を無視して進められた経過と完成後の性能などの検証は必要不可欠です。

昨年の町政執行方針で今までのばらまきはやめると表明いたしました。今議会の行政報告でも同様の発言がありましたが、その一覧表はついに提出されませんでした。例えばそれが町民生活に必要な衣類だったとすれば身ぐるみ剥がされたのか、身の危険に及ぶほどのものだったのか、後日検証が必要です。

令和2年度で生まれた赤ちゃんが2名という衝撃的な数字に何の反応も示さない姿に首長としての資質に首をかしげました。広報でご自分の宣伝や批判者をおとしめるなど行政の私物化も目立ちました。恵尚会との訴訟も続いているとの報告でしたが、逆に訴えられているとの突然の報告には驚きました。いつ訴状が届いたのかなど内容を一切明らかにしないで立ち去ることは許されません。ご自分がまいた種はご自分で始末してください。お土産です。

以上で討論を終わります。

○議長（堀 清君） それでは、賛成討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号 令和3年度古平町一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案についての反対討論を許します。反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 次に、賛成討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計予算に入ります。  
本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に対する反対討論を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号 令和3年度古平町簡易水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に対する反対討論を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号 令和3年度古平町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号 令和3年度古平町公共下水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に対する反対討論を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号 令和3年度古平町公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に対する反対討論を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 令和2年陳情第4号

○議長(堀 清君) 日程第7、令和2年陳情第4号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書についてを議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することとしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから令和2年陳情第4号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

よって、本案は採択することに決定しました。

◎日程第8 令和2年陳情第6号

○議長(堀 清君) 日程第8、令和2年陳情第6号 「公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないこと」を求める陳情を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから令和2年陳情第6号 「公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないこと」を求める陳情を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立少数です。

よって、本案は不採択とすることに決定しました。

◎日程第9 令和2年意見案第6号

○議長(堀 清君) 日程第9、令和2年意見案第6号 2021年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める意見書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから令和2年意見案第6号 2021年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める意見書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この意見案に対する委員長報告は否決です。

したがって、原案について採決します。この意見案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立少数です。

よって、本案は否決することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程追加の議決

○議長(堀 清君) お諮りします。

町長から追加議案第14号及び第15号、また、ただいま議員提出議案として意見案第1号が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号、議案第15号及び意見案第1号を日程に追加することに決定しました。

#### ◎追加日程第1 議案第14号



○議長（堀 清君） 追加日程第1、議案第14号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第14号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,991万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,263万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正、2ページ、3ページにお示ししております。

繰越明許費の補正といたしまして、4ページにお示ししております第2表、繰越明許費補正により4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナワクチン接種事業の追加を行っております。

以上が議決事項でございます。

それでは、補正予算の内容を説明いたしますので、別冊の議案第14号説明資料、令和2年度古平町一般会計補正予算（第8号）説明書を御覧ください。歳出から説明いたします。4ページ目、5ページ目をお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算1億1,456万1,000円に2,291万4,000円を追加し、1億3,747万5,000円とするものでございます。コロナワクチンの接種に対する経費でございます。この内容につきましては、A3の大きい紙の議案第14号説明資料、予防接種実施計画（案）、これに係る必要な経費でございます。

次のページに移りまして、7款土木費、2項道路橋りょう費、既定の予算1億6,391万1,000円に1,200万円を追加し、1億7,591万1,000円とするものでございます。除排雪の業務委託料の増額でございます。参考までに本年の降雪量につきましては、令和元年度483センチ、3月15日現在で991センチ降っております。およそ倍の雪、前年度と比較すると降っております。特に3月の降雪が令和元年度は38センチであったのに対して令和2年度は110センチと降雪量が増えている状況でございます。それによって除雪費の除雪業務の委託料を増額するものでございます。

12款諸支出金、1項基金費、既定の予算2億3,786万円に1億2,500万円を追加し、3億6,286万円とするものでございます。国から示されました令和3年度の地方財政計画を読み取りまして、減債基金の積立金、財政調整基金から減債調整基金への積立金の移動をするものでございます。

ページ戻りまして2ページ目、3ページ目でございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算9億3,799万4,000円に2,185万1,000円を追加し、9億5,984万5,000円とするものでございます。これについては新型コロナワクチンの接種体制に関する国の補助金でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算1億6,710万9,000円に1億3,800万円を追加し、3億510万9,000円とするものでございます。財政調整基金の繰入金でございます。

19款諸収入、4項雑入については財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第14号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第8号）を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第15号

○議長（堀 清君） 追加日程第2、議案第15号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました令和3年度古平町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億430万円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正、6ページから9ページにお示ししております。

以上が議決事項でございます。

補正予算の内容の説明をいたしますので、説明資料12ページ、13ページをお開きください。歳出から説明いたします。今回の補正については、国の三次補正による地方創生臨時交付金の内示がありましたので補正を行うもの、教職員の人事異動によりまして古平小学校へのオストメイト設置の費用でございます。

2款総務費、1項総務管理費、既定の予算33億4,302万9,000円に9,100万円を追加し、34億3,402万9,000円とするものでございます。三次補正の事業の内容につきましては、配付しております黄色いカラーの議案第15号説明資料に掲げております4つの事業で構成されております。公共施設長寿命化・強靱化等地域の建設業応援事業ということで、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける町内の中小建設業を支援するため、地域経済の景気対策として令和3年度以降に予定していた建設工事を前倒しして実施するものでございます。事業の内容といたしましては、恵比須小路線雨水排水の改修工事、公営住宅解体工事、旭団地が1棟5戸、清丘団地2棟4戸、所要額4,700万円でございます。小規模事業者持続化支援給付金事業ということで、新型コロナウイルスの感染症拡大により営業自粛等で特に大きな影響を受ける事業者に対して事業の継続を支え、再起の糧としていただく

ため、事業全般に広く使える給付金を給付するものでございます。事業の内容につきましては、2021年1月以降、今年の1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響などにより2019年度同月比で事業収入が50%以上減少した月がある事業者に対し給付金を給付いたします。給付金給付額は10万円を上限とし、2019年の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする予定でございます。所要額については1,300万円でございます。上下水道料金減免事業ということで、町民の生活や経済活動を支援するため、上下水道料金の減免を行います。上下水道料金のうち従量料金、いわゆる超過料金を50%に減免するものでございます。期間については4月から9月の半年間、所要額については2,500万円としております。福祉施設等職員新型コロナウイルス抗体検査実施事業ということで、町内の福祉施設などで働く職員の方を対象に、福祉施設でのコロナの感染拡大、クラスターが町外で多数発生している事例があることから、新型コロナウイルス抗体検査を実施することで施設内の感染対策の強化を図るものでございます。事業の内容といたしましては、余市協会病院での検査料を助成するものでございます。所要額については600万円でございます。

総事業費については9,100万円でございます。うち地方創生臨時交付金7,508万3,000円を充てまして、残りにつきましては財政調整基金からの取崩しで賄っております。

次に、9款教育費、2項小学校費、先ほど申し上げました古平小学校のオストメイトの設置の工事費でございます。

前のページに戻りまして、歳入でございます。10ページ目、11ページ目です。国庫補助金につきましては地方創生臨時交付金、基金の繰入金といたしまして1,900万円を計上しております。雑入は財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（寶福勝哉君） 今15号の説明いただいたのですけれども、国の三次補正を受けて、今回この説明資料を見ていたのですが、今回行う事業の中に商工会のプレミアム商品券の事業がないのです。私も商工会の会員なので、日付忘れたのですけれども、事業をやるに当たって参加意向の調査があったような記憶してまして、今回提出された補正予算の資料の中にはその事業がない。何か特段今回やらないという理由があるのかなと思ひまして、非常に町民にメリットの多い事業なので、気になったので、お答えいただきたいなと思ひます。

○町長（貞村英之君） 寶福議員の質問にお答えいたします。

国の三次補正の地方創生臨時交付金、内示がありまして今提案しておりますが、内示の段階では実はプレミアム商品券やる予定でございました。近隣町村の実施状況ですとか、多いところでは4割のプレミアム商品券を実施しているとか、こういうことでコロナで疲弊している商工会と申しますか、観光関連の産業に関しては大打撃を受けているということで、周りの町村も実施しているということで、そこの格差が生じることもあろうかなということで、実はプレミアム商品券、私自身はばらまきの施策だなと思ひているところでございますが、近隣の町村もやっているし、格差を考えると信念を曲げてまでこれまで実施してきたところでございます。

また、この交付金を活用して今回は実は4割で実施しようと検討して、商工会と事前に協議して準備していたところでございます。こういうことでなかなかいい事業なのかなと思う半面、やっぱりばらまき施策なのかなと。この事業自体が共産党のビラに言わせると弱者切り捨ての貞村町政の象徴だとまで書かれて全町にビラ配布されている次第でございます。そんな中、一般質問の質問通告の中である議員から、実施主体の商工会の会長なのですが、ばらまきになるという声があると指摘を受けるような状況でありますので、こういうことであればなかなか私自分自身の信念を曲げてまでプレミアム商品券を事業化すべきではないのかなということで急遽やめたところなんです。この事業の実施の判断は次期町政に委ねたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○4番（寶福勝哉君） それでは、現段階では次年度のプレミアム商品券事業というのはないという理解でよろしいでしょうか。

○町長（貞村英之君） 私の町政中ではないと思っていただいて結構です。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第15号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎追加日程第3 意見案第1号

○議長（堀 清君） 追加日程第3、意見案第1号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 先ほど委員長報告に賛成したのですけれども、じっくりこない部分がありまして、反対の討論をしてこの議案に反対したいと思います。

地方議員の年金制度って以前ありまして、破綻しましたけれども、よく聞かれたことは国民年金の加入者の方たち、あるいは保険料を払っている方たち、そういう方たちから懸念の声が随分とあったことがありました。その再来という面が再び出てくる懸念があります。根本的な問題解決には国民年金の大幅な引上げ、国の支援による大幅な底上げというのが必要になってくると。その課題解決なしには地方議員の厚生年金への加入という点は古平町民の多くの方たちの理解を得られないうらと、そういう認識に立ちまして、これが議会議員の選挙に多数参加する一つの要因になるかという、そうとも言い切れない部分もありまして、課題の多い問題ではないかというふうに思っております。

以上で反対の討論といたします。

○議長（堀 清君） それでは、賛成討論を許します。ございませんか。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 一般質問

○議長（堀 清君） それでは、日程第10、一般質問を行います。

一般質問は、山口議員、梅野議員、真貝議員の3名です。

順番に発言を許します。

最初に、山口議員、どうぞ。

○8番（山口明生君） 一般質問をさせていただきます。

野良猫の対策についてご質問します。現在本町では野良猫が増えておりまして、食料を食い荒らしたとか、ごみをあさって散らかしたりとか、ふん尿など衛生面での被害なども含めて町民の生活に多様な問題をもたらしているようです。また、野良猫への餌やりなどについても住民同士のトラブルに発展しているケースもあるというふうに聞いております。仮にこのまま何もせず放置してしまうと、さらに野良猫は繁殖し、増え続けるであろうと。それに伴って上記のような被害も増加、拡大していくことと思われまふ。このような状況について自治体としてどのように受け止めている

のか、そして何か具体的な対策等検討、実施していく予定があるのか町長にお伺いいたします。

○町長（貞村英之君） 山口議員の一般質問でございますが、野良猫、この町多いように思います。私が4年前赴任してきたときからうちの子の家の周りも野良猫だらけでした。それで、どうしたらいいのかなと思うと、餌づけしているのです。昔から餌づけしているのだろうけれども、餌づけしている限り野良猫は減りません。何らかの対策を講じてこなかった、町の仕事でもないのですが、町として何もしてこなかったのが悪いのかなと思っておりますが、猫というのは動物の愛護及び管理に関する法律によって愛護動物として守られているところです。犬は狂犬病の危険があるために登録義務とか捕獲が認められているのですが、猫については町が捕獲したり、処分したり、そんなことはできません。町にも何回も苦情が寄せられておまして、その都度防災無線とかチラシで周知しておりますが、なかなかなくなる状況が続いております。そういう状況で、町民一人一人が気をつけて、餌づけしないでやっていく以外にはほかないのかなという、行政の手だてとしてはそこまでするのかなと思っております。ただ、昨今全国的に地域の猫のどうするかで活動している動きもございますので、そこら辺私も分かりませんので、担当課長のほうから説明していただきたいと思っております。

以上でございます。

○町民課長（五十嵐満美君） 今町長の答弁どおり、細かい部分について私のほうから説明させていただきます。

テレビ、インターネットなどでもメディアで紹介されたりしていますけれども、地域猫活動という動きが活発化しています。自治体も含めて動物愛護団体などが野良猫を増やさないように保護して譲渡会を行うとか、去勢手術もするような活動を行っています。ちょうど1か月ぐらい前になりますが、小樽に本部を置くそういう活動をやっているNPO法人から振興局と保健所を通じて町のほうに連絡がありまして、その活動について港のある地域、積丹ですとか、古平ですとか、その点を重点的に見て回って調査していたところ古平町内でも港の地域と、それと役場周辺になりますけれども、野良猫多いということで、そういう活動を実際行いたいということで打診がございました。町としてはやっていただいて構いませんということで今実際に野良猫と思われる猫について捕獲器で保護して本部のほうに連れていき、しばらく様子を見て飼い猫ですという申出がないかの期間を若干置いて、去勢手術をして地域に返すですとか、あとは譲渡会に出すですとか、そういう活動を今実施しているところです。今後はその活動の成果を見て、確認して、どれだけ減っているのかとかも見ながら今後対応を検討していきたいと思っております。

○8番（山口明生君） 今お話にありましたとおり、私もそういったことを少し調べておりました。実際今一部町民は自力でというか、自分たちでそういうことをお願いしたりもしてやっているようです。基本先ほど町長のお話にもありましたとおり、猫は殺処分できないので、去勢をして、もらってくれる方がいればもらってもらって、そういう引取り手のない猫は地域に戻すと。なので、去勢をしてこれ以上増えないようにして戻すしか方法がない、現状そういうやり方をしているというふうに私も認識をしております。

そこで、そういった活動があるということはまだ知らない町民もたくさんいまして、今はそうい

った団体からも申入れがあったというお話ですので、広くこういったことを町民にアナウンスをしていただいて、これが本当に正規なやり方かどうかは難しいところですが、現状でできる最大限の方法としてそういったことを進めていくと。聞いたところでは安いところでも費用が2,000円ぐらいかかるというふうに聞いております。なので、そういった費用等についても助成するなり、町のほうで何か住民を支援するような形が取ればなお一層この活動は進んでいくのかなと。業者と町と町民で連携を取りながらやれるような活動になればというふうに考えております。答弁よろしいです。これで終わります。

○議長（堀 清君） 次に、梅野議員、どうぞ。

○5番（梅野史朗君） それではまず、先ほどの追加にもありましたコロナウイルスワクチンのことについてお伺いします。

先頃の報道等ではよく担当係を決めるというのがあったり、あるいはシミュレーションを行っている、そういう市町村が結構新聞に載ったりしております。古平においては新規で担当係を設けたり、あるいは住民を巻き込んだりするシミュレーションを行ったりするという予定があるのでしょうか、お伺いいたします。

○町長（貞村英之君） 梅野議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスのワクチン担当係設けるのか、シミュレーション行う予定があるのかということですが、新たな担当係は設けるつもりはございません。シミュレーションにつきましては、コロナウイルスワクチンの詳細なやり方といえますか、まだレクチャーを受けていないので、担当者のほうから説明させます。

○保健福祉課長（和泉康子君） シミュレーションのことなのですが、町としましては診療所の医療機関として接種する部分と町として住民に接種場所を確保するということで特別会場、集団接種を行うということで2つの種類があるのですけれども、いずれの接種方法につきましても動線だとかゾーニング、担当の配置を図面化して今担当者で打合せは行っております。それと、医療機関の医師だとか病院の職員と話しているのですけれども、今までシミュレーションをしていない理由としましては、先ほど町長も言いましたように、ワクチンの流通の時期が未定ということで、今想定されているのが北海道に4月中に22箱ですけれども、高齢者全体の0.7%程度のワクチンしか入ってきません。各町村に実際に来るのは5月になるかと思うのですが、それと接種方法、ワクチン1シリンジ最初6回分と言っているところが5回分になったり、また7回も可能だよとかと随時変わっていますので、先ほど補正させていただきました職員の増員、そちらのほうが決まって配置が終わってから再度検討してシミュレーションを行っていきたく思っております。

○5番（梅野史朗君） よく分かりました。シミュレーションについては、やった自治体のほうからはやったことによって分からなかったことが発見されたという声もありますので、ぜひお願いしたいと思います。

では次、先ほどもちょっと出ましたプレミアム商品券についてでございます。先ほどの説明で大体答えが出ているかと思いますが、一応質問させていただきます。商工会発行のプレミアム商品券ですが、生活支援や町内経済活性化に大変効果があり、町民や事業者の評判がよいです。一方で、

ばらまきになるという声もあります。支援とばらまきの境界線についてはどのくらいの数字をめどと考えていらっしゃるかお伺いいたします。

○町長（貞村英之君） 先ほども寶福議員の質問の中で答えましたので、大体もう皆さん分かっていると思いますが、不特定多数にお金を交付するものについては1円であってもばらまきの施策だと考えているところです。その何物でもないと思います。よって、プレミアム商品券もばらまき施策の最たるものだとして認識しております。どのぐらいが境界線という質問ではありますが、境界線はそういうことでございます。

以上でございます。

○5番（梅野史朗君） 2度答えていただきましたので、理解いたしました。

では、次に行きたいと思います。昨年の水害の対応についてでございます。12月定例で一般質問で同様の災害が起ころぬよう清掃の強化をお願いしていただくよう質問いたし、災害のときにはお願いしたいという答弁をいただきました。災害のときにはということとは、要するに秋にはということだと私は理解いたしました。先日の町長の不出馬の報道により、その時期には新町長になっているということを受け、そのとき答弁していただきました内容は次期町長に引継ぎさせていただくということになるのでしょうか。そこを伺いたいと思います。

○町長（貞村英之君） 引継ぎってどういうことでしょうか。開発局、定期清掃きっちり、委託していますが、やっていると、仕様どおりに適切に実施されていると思っております。これ以上の定期的な清掃強化は別に私は要望してはおりません。たまたまあのとき大雨になって、上のほうの枯れ葉が全部国道へ流れてきたから要望ただけでありまして、その辺詰まらないよということとで要望しておりますが、枯れ葉が国道に出ないようにするのであれば開発局の仕事でもございませぬし、雪が国道になだれ込んでくると同じ状況でございますので、開発の仕事ではございませぬ。私は、開発は適切に対応していると思っております。まさか山の枯れ葉の清掃までどこかにやってくれという引継ぎをしろと言っているのでしょうか。よく趣旨が理解できません。今回のような異常気象の場合には国道のほうに流れてくるので、そういう場合については適切な対応ということとを要望したものでありまして、まさか開発局内部の引継ぎを次期町長にしろと言っているのでしょうか。そこがよく分かりませぬので、内部であれ開発局であれ、このような要望は事務レベル、事務方できちんと整理され、引き継がれるものと認識されております。

以上でございます。

○5番（梅野史朗君） 先ほど言われた災害のときにはお願いしたいと言っていたこととでございます。そういうことであれば、そのことについてはまた新たに考えたいと思います。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



それでは、一般質問、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） 議長、その前にセオリーどおり、広報号外ふるびらには寄附者の実名が載っていますし、私の質問通告にも実名が出ているので、対象議員の退席をさせたほうがいいのではないですか。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時14分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（真貝政昭君） それでは、質問します。

質問の件名は通告書どおり読みます。令和2年11月付の広報号外ふるびら、これは拡大したものですけれども、持ってきています。これの記載内容の真偽について伺います。5点お聞きするのですけれども、その前段で広報号外に書かれている日本共産党古平支部が小樽市選挙管理委員会に内容確認した事実はありませんということで、小樽選管に古平町のほうで確認した記事が載っています。それで、私のふるびら民報の記載内容を見れば分かると思うのですけれども、古平の案件について私が他の自治体の選管にそれが正しいか、誤りかという確認したことはいまだかつてないことなのです。ふるびら民報で書かれていることは、私が小樽地区委員会に所属していますので、選挙関係の責任者にこういう事例の場合は公選法の何条を根拠にして判断したらいいのかということを確認してもらったということなのです。広報ふるびらの号外は、その事実をねじ曲げて書かれていますので、そのことを指摘して質問を始めたいと思います。それで、その件については公選法199条の3という点では広報号外でも記載されていますけれども、古平の選管でも、それから道の選管でも199条の3を根拠にしているという事実は同じだということで、私のふるびら民報での記載も日本全国どこの自治体の選管に聞いてもこういう場合は公選法199条の3の項目で判断するという、そういう認識を示しているだけですので、確認したいと思います。

それで、1点目は株式会社宝福重機工業からの寄附申出はいつあったのかということと、受領するまでの間で北海道選管や顧問弁護士に古平町のほうで相談をして、そして受領したということなのですけれども、町が受領した日付はいつなのかということです。それが2点目です。

北海道選管、事務局でしょうけれども、古平町役場の誰がどんな形で、電話なのか、文書なのか、どういう形で問い合わせた北海道選管で合法だとの見解を文書で頂いているものなのかどうかということ。これが3点目です。

それと、町の顧問弁護士と書かれていますけれども、合法ということなのでしょうけれども、それも文書で頂いているのかということが4点目です。

それと、最後はこのような事例、町議が役員の会社から町が寄附を受けると、そういうことが合法として通っているという寄附事例、古平町、あるいは古平町外を含めて、判例も含めて実在するのかどうか、それを伺います。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の一般質問ですが、私も今ふるびら民報を持ってきております。淡々と答えていきます。

寄附の申出はいつあったのか。令和2年7月3日。受領日も7月3日です。

それから、合法だという見解を文書で頂いているのか。合法なんていうことは、ふるびら民報では違法と書いていますけれども、広報では合法という言葉は使わせておりません。なので、合法とは書いておりません。同じく、顧問弁護士も合法という言葉を使っておりません。

それから、判例がどうのこうのということですが、判例があるのであれば顧問弁護士には相談しておりません。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 質問回数が限られていますので、同じようなことは聞きませんので、後日議事録で受領した日だとか、申出があった日だとか確認したいと思います。

それで、合法と書いていないから、この質問に答えられないようなあれなのですけれども、結局文書でも何ももらっていないような、そういう答弁のように伺いました。それで、北海道選管に誰が問い合わせたかというの、どんな形で問い合わせたかというの、示されていないのです。それで、推察するに、この広報号外を見る限り北海道選管に伺ったということは事例はないのではないかと。それから、確かなものであれば事例としてあるはずなのです。それが無いから、顧問弁護士に聞いたり、北海道選管に聞いたりしたというのであって、最後の寄附事例、町内外を問わずあるのかというのにも答えられないという辺りもそういうことだったのではないかと。合点がいかないのです。

それで、私のほうのこの件について結論からいいますと、北海道選管だとか顧問弁護士にも確認済みというところなのですけれども、これはそちら側のほうの作文だと。北海道議会の私どもの責任ある者に北海道選管の事務局に二、三度確認をしております。このように答えています。9月の27日に古平町の誰かは分からないけれども、電話での問合せがあったと。それで、今回の広報号外では寄附者名が実名で出ていますけれども、仮名でこういう事例はどうかという問合せがあったと。誰かは分からないと。ということから類推すると、寄附を受ける、受領する前に北海道選管の確認済みというのは、これは虚偽と、そのように結論づけるしかないのです。そして、責任ある者が北海道選管に聞いたかどうかというの、よく分からないと。だから、全体的に広報号外の前段の部分というのは私は信じられないと。繕うために広報号外での利用しただけのことであるというふうに結論づけるしかないのです。

それで、伺います。北海道選管のお墨つきのような書き方をしていますけれども、古平選管と北海道選管というのは上下関係にあるのですか。別々の独立した機関ではないのですか。北海道選管は、古平選管の上部組織ではないというふうに私は認識しているのですけれども、このような北海道選管の確認済みというのは、これはいただけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

質問で合法だという言葉を使ったから、そんな言葉は使っていないと言っただけであって、使っていないものを使ったように答弁したら、また変なビラまかれるので、しなっただけなのですが。

まず、北海道選管との上下関係はありませんが、圧倒的に公職選挙法の解釈というものは道選管のほうが蓄積しているわけでありまして、そういう行政機関に対して分からないこと聞くのが上下関係でないと聞けないのですか。そんな行政なんてないと思うのですが。まず、1つ、選挙管理委員会に問合せしたのは、受けるときにも電話で問合せしているもの、これは書類は残っております。ただ、その後こういう文書が出た関係で10月27日、総務課長が電話で問合せしております。そのときの口頭受理票は持っております。回答、寄附の名義が株式会社宝福重機工業代表取締役社長、寶福勝次であり、候補者の指名の表示がされていない。代表取締役社長である父の氏名が明示されている。以上のことから、氏名または氏名類推事項を表示した寄附には当たらないと考える。この条項で禁止されているのは、199条の3ですけれども、先ほど真貝議員も言われていました。199条の3ですが、公職の候補者等の関係会社や団体が公職の候補者等の氏名または氏名類推事項を表示して寄附することであって、これが関係会社や団体自体の寄附までを禁止したものではない。なお、株式会社宝福重機工業と関係会社名のみを表示し、寄附した場合は氏名類推事項と表示した寄附となり、禁止されている。道内での照会は立憲民主党、市橋道議からもあり、同様の回答をしているということで受理票で処理しております。

また、顧問弁護士ですが、札幌市の弁護士法人佐々木総合法律事務所でございます。これは北海道町村会の顧問弁護士もしております。選管も法律事務所も合法かどうか審査する機関ではありませんので、合法という言葉は使っておりません。ただ、9月30日に文書で見解はいただいております。同法、公職選挙法199条の3に関しては判例、裁判例が蓄積され、解釈が確立しているとは言えない面があるので、直ちに全面的に非を認める必要まではないと思慮いたします。こういうことで古平（聴取不能）は書かれておりますので、別に一字一句、合法という言葉は使わないようにして神経質にして書いてありますので、間違いはないと判断しております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 聞き漏らしもあるので、再度確認しますけれども、北海道選管に問い合わせた日付は何月何日だという答弁がありましたけれども、それを再度確認したいと思います。

それで、北海道選管の事務局の見解、当初は町長が述べた会社名、それから代表者名までを記載したものであれば選挙期間中は駄目だけれども、選挙期間外は大丈夫だという最初の見解だったのです。ところが、法律の改正がありまして昭和50年以降選挙期間関係なく駄目だよという逐条解説がありまして、それでそのことを確認し合いましたら199条の3を根拠にするのからは撤退しました。説明できなくなりました。その後については北海道選管のほうのプライドにも関わりますので、申し上げませんが、当初の北海道選管の見解は崩れてしまって、私は広報号外で書かれた内容というのは非常に疑問があるというふうに思っています。

それと、町民からも見解の相違というのはあり得るのだと、町のほうと議員のほうでは。それは何事につけてあるのだと。白黒はっきりさせろという問合せも何名かからいただいたのですけれども、この件についての白黒はっきりさせるのは第三者機関なのです。はっきり言えば見解の異なるようなものがあるとすれば第三者機関に確認して慎重を期すべき問題だったというふうに思います。私は、古平町の昭和62年から現在までの広報を点検しまして、寄附者名が全部載っておりますの

で、見ましたところ会社役員で議員をやっている方からの会社からの寄附というのは一切ないので、だから、多分昭和50年以降の法律改正以降そういう事例は全国の自治体の選挙管理委員会で徹底しているはずなのです。連携を取り合って、きれいな選挙ということで全国の選挙管理委員会やっているわけですから、そういうような違反行為を疑われるようなそういう事例というのはないと思います。また、守るべきものなのです。今回の事例については古平の選管の歴史に汚点を残すような、そういう事例だったのではないかと。これは町長の勇み足なのかよく分かりませんが、一議員の将来を左右するような、そういう事態にならないように、もしあるとすれば何からの手を打ってこの件についての始末をしていくべきだというふうに思っています。かなり聞きたいことは細部述べられましたので、私の質問はこれで終わります。

○町長（貞村英之君） 再々質問なのかどうか分かりませんが、きっちり始末をつけていけど。別に違法でもなく、こういう回答をもらっていて受け付けているもの、何进行处理すれば、始末つけていけばいいのかわかりませんので、この件については法律違反には当たらないと考えておりますので、見解の相違というのであればそういうふうに思っただけでもお構いありませんし、長々持論を聞いているのも苦痛でございますので、これまでにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第11 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第11、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第12、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第13、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第15 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第15、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第16 議員の派遣について

○議長（堀 清君） 日程第16、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(堀 清君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時40分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員